

平成28年7月13日

法人振興会会員 各位

学校法人河野学園振興会
会長 篠田 文夫

平成28年度学校法人河野学園振興会幹事会のご報告

初夏の候 皆様方にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、去る6月24日（金）に開催いたしました平成28年度学校法人河野学園振興会幹事会におきまして、慎重な審議の結果、下記のとおり決定いたしましたのでご報告いたします。

なお、今後とも河野学園発展のために一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 平成28年度役員改選について
（別紙「平成28年度学校法人河野学園振興会役員一覧」）
別紙のとおり承認、決定。
- 2 平成27年度決算について
（別紙「平成27年度収支決算書」）
決算報告及び監査報告があり、異議なく承認。
- 3 平成28年度予算について
（別紙「平成28年度収支予算書」）
原案のとおり異議なく承認、決定。
- 4 学校法人河野学園振興会の今後のあり方について
 - ①学校法人河野学園振興会役員の中に「委員会」を設けて検討していくこととする。
 - ②平成29年度からは会員から会費を徴収しないこととする。

* 添付資料 「学校法人河野学園振興会会則」

平成28年度 学校法人河野学園振興会役員一覧

H28・6・1現在

番号	役 職	氏 名	団体名	団体役職
1	会 長	篠 田 文 夫	学校法人河野学園振興会	会 長
2	副 会 長	打 田 敦 志	下関短期大学教育後援会	会 長
3	副 会 長	清 水 慎 也	付属高等学校育友会	会 長
4	監 査	松 尾 真 紀	付属第一幼稚園PTA	会 長
5	監 査	登 根 由 香 利	付属第二幼稚園PTA	会 長
6	幹 事	岡 本 紀 代 子	下関短期大学教育後援会	副 会 長
7	幹 事	藤 久 玲 子	下関短期大学教育後援会	副 会 長
8	幹 事	吉 原 幸 子	付属高等学校育友会	副 会 長
9	幹 事	発 田 千 尋	付属高等学校育友会	副 会 長
10	幹 事	宮 川 亜 紀 子	付属第一幼稚園PTA	副 会 長
11	幹 事	曾 根 弘 子	付属第一幼稚園PTA	副 会 長
12	幹 事	古 澤 香 織	付属第二幼稚園PTA	副 会 長
13	幹 事	藤 義 真 梨	付属第二幼稚園PTA	副 会 長
14	幹 事	古 屋 ト シ エ	桜山会(下関短期大学同窓会)	会 長
15	幹 事	廣 田 道 子	桜山会(下関短期大学同窓会)	副 会 長
16	幹 事	前 田 和 子	桜山同窓会(付属高等学校同窓会)	会 長
17	幹 事	益 本 洋 子	桜山同窓会(付属高等学校同窓会)	副 会 長
18	幹 事	湯 山 紀 美 子	桜山同窓会(付属高等学校同窓会)	副 会 長
19	顧 問	松 井 忠 夫	河野学園	理 事 長
20	参 与	野 中 宏 司	下関短期大学	学 長
21	参 与	河 村 茂 実	付属高等学校	校 長
22	参 与	安 部 明 美	付属第一幼稚園	園 長
23	参 与	沖 田 和 子	付属第二幼稚園	園 長
24	参 与	泉 徳 太	河野学園	事 務 局 長
25	書 記	杉 原 淳	河野学園	事 務 局 次 長
26	書 記	塚 本 祐 介	河野学園	総 務 係 長

平成27年度収支決算書

学校法人河野学園振興会

(単位:円)

収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
会 費	2,571,600	2,490,300	△ 81,300	
内 短 大	960,000	892,000	△ 68,000	4,000円×223期分
高 校	1,230,000	1,217,500	△ 12,500	500円×2,435ヶ月分
第一幼	211,200	210,800	△ 400	200円×1,054ヶ月分
第二幼	170,400	170,000	△ 400	200円×850ヶ月分
利 息	191,000	192,377	1,377	定期預金 190,990 普通預金 1,387
前年度繰越金	108,509,250	108,509,250	0	
計	111,271,850	111,191,927	△ 79,923	

支出の部

支 出 の 部	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
短 大	2,401,000	2,007,340	393,660	B棟3・4F空調更新工事他
高 校	2,560,000	1,414,641	1,145,359	部活動中国大会補助他
第一幼	242,000	0	242,000	
第二幼	786,000	402,868	383,132	放送設備更新
小 計	5,989,000	3,824,849	2,164,151	
事務費	100,000	58,817	41,183	幹事会会議費他
次年度繰越金	105,182,850	107,308,261	△ 2,125,411	
内 基 金	105,000,000	105,000,000	0	定期預金 100,000,000
支 払 資 金	182,850	2,308,261	△ 2,125,411	普通預金 7,308,261
計	111,271,850	111,191,927	79,923	

監査の結果収支は適正であり、証拠書類等も的確に整理されていることを確認しました。

平成28年6月16日

監 査 松尾 真紀



監 査 森 貴美



平成28年度 収支予算書

学校法人河野学園振興会

収 入 の 部

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要	
会 費	2,519,600	2,571,600	△ 52,000		
内 訳	短 大	920,000	960,000	△ 40,000	4,000 円 × 230 期分
	高 校	1,230,000	1,230,000	0	500 円 × 2,460 ヶ月分
	第一幼	204,000	211,200	△ 7,200	200 円 × 1,020 ヶ月分
	第二幼	165,600	170,400	△ 4,800	200 円 × 828 ヶ月分
利 息	184,000	191,000	△ 7,000	定期預金、普通預金利息	
前年度繰越金	107,308,261	108,509,250	△ 1,200,989		
計	110,011,861	111,271,850	△ 1,259,989		

支 出 の 部

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
短 大	1,338,000	2,401,000	△ 1,063,000	施設設備、教育機器備品等の整備
高 校	2,489,000	2,560,000	△ 71,000	部活動振興経費等
第 一 幼	468,000	242,000	226,000	施設設備、教材遊具等の整備
第 二 幼	566,000	786,000	△ 220,000	施設設備、教材遊具等の整備
小 計	4,861,000	5,989,000	△ 1,128,000	
事 務 費	150,861	100,000	50,861	幹事会会議費他
次年度繰越金	105,000,000	105,182,850	△ 182,850	
計	110,011,861	111,271,850	△ 1,259,989	

学校法人河野学園振興会会則

第1条 本会は学校法人河野学園の栄えある前途のために、多年にわたる積立金を基金として基金より生じる果実及び会員よりの会費並びに寄付金等を合わせ、永遠に健全なる教育財政の確立を図り、以て学園の教育振興を期することを目的とする。

第2条 本会は学校法人河野学園振興会(略称「法人振興会」と称する。

第3条 本会は事務所を学校法人河野学園事務局に設置する。

第4条 本会は学校法人河野学園の経営する下関短期大学学生・付属高等学校生徒・付属第一幼稚園及び付属第二幼稚園の保護者、卒業生並びに本会の目的に賛同する者をもって組織する。

第5条 本会は第1条の目的達成の為に次の事業を行う。

- 1 学園と法人振興会会員との緊密化
- 2 学校経営の援助並びに教育環境の改善充実
- 3 その他本会の目的を達成するために必要な事項

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|-------|-------|----------|
| 1 会 長 | 1 名 | 4 参 与 | 若 干 名 |
| 2 副 会 長 | 2 名 | 5 幹 事 | 20 名 以 内 |
| 3 顧 問 | 若 干 名 | 6 監 査 | 2 名 |

第7条 本会の役員は次に掲げる職務を行う。

- 1 会長は会務を総括処理し本会を代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 顧問及び参与は総会及び幹事会に出席すると共に、会の運営について意見を述べる事ができる。
- 4 幹事は本会の業務を掌握整理する。
- 5 監査は会計の監査に当たる。

第8条 本会の役員の特任と任期は次に掲げるとおりとする。

- 1 会長及び監査は総会において選出する。
- 2 副会長は幹事会において選出する。
- 3 幹事は別に定める幹事会選出規程に基づいて選出し、総会の承認を受ける。
- 4 顧問・参与は会長が指名する。
- 5 役員の特任は1年とする。但し、再任を妨げない。

第9条 本会の業務を管理するため書記を置く。書記は法人事務局職員に委嘱する。

第10条 会議は総会及び幹事会とし、会長が招集する。総会は毎年1回学年始めに開くこととし、その他会長が認めた時は臨時総会を開くことができる。幹事会は必要のある時、適宜開く。但し、幹事会をもって総会にかえることができる。

第11条 総会において行う事項は次のとおりである。

- | | |
|----------------------|--------------|
| 1 当年度の事業計画の承認 | 4 会則の改定 |
| 2 歳入歳出予算等の議決並びに決算の承認 | 5 役員を選出 |
| 3 会務の報告 | 6 その他重要事項の議決 |

第12条 幹事会は次のことを審議する。

- | | |
|------------|------------|
| 1 当年度の事業計画 | 4 会則の改正 |
| 2 予算及び決算 | 5 役員を選出 |
| 3 会 費 | 6 その他重要な事項 |

第13条 本会の会費は会員一人当り年間次のとおりとする。

短期大学 8,000 円、付属高等学校 6,000 円、付属幼稚園 2,400 円

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日に終わる。

第15条 本会の経費は、基金及びその果実と会員の納付する会費並びに寄付金その他の収入で支弁する。

附 則

- 1 この会則は昭和43年4月1日から実施する。
- 2 昭和61年4月1日 一部改正
- 3 平成元年4月1日 一部改正
- 4 平成4年4月1日 一部改正
- 5 平成8年6月28日 会の名称及び一部改正
- 6 平成10年4月1日 一部改正
- 7 平成13年4月1日 一部改正